

補償の内容

《傷害保険について》

	補償金額	補償内容・例
死亡保険金	1名 500万円	事故日から180日以内に、そのケガがもとで死亡したとき 例) 自治会・町内会のお祭り中ガスボンベが爆発。死亡事故となった。
後遺障害保険金	1名 15万円 ～500万円	事故日から180日以内に、そのケガがもとで後遺障害が生じたとき 例) スケート教室で転倒、後続者のスケートで手指を切断。後遺障害を認定した。
入院保険金	1日 3,500円	事故日から180日以内に、その事故がもとで生活に支障をきたしたため入院し、医師の治療を受けたとき(入院日数は180日を限度) 例) 地域の運動会で自治会・町内会会員として参加。アキレス腱を切り、1ヶ月入院した。
通院保険金	1日 2,000円	事故日から180日以内に、その事故がもとで生活に支障をきたしたため通院し、医師の治療を受けたとき(通院日数は90日を限度) 例) 自治会・町内会の防災訓練中にガラスで手を切り、一週間病院に通った。
手術保険金	手術の種類により約款で定められた倍率 ×3,500円	入院保険金が支払われる状況で、そのケガの治療を直接の目的とする手術を受けたとき 例) バレーボール練習中にアキレス腱を切断し入院して手術した。

※通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により医師の治療を受けることをいいます。



保険の流れ

事前の登録などは必要ございません。事故が起きてしまったときには以下の手順でお手続きを進めてください。

《傷害保険について》

～市民活動時、怪我などにより医療機関にかかったら～

- ① 指導者等へ事故発生を連絡
- ② 担当課へ連絡し、事故報告書と添付書類を提出

【提出先担当課】

活動内容	提出先
P T A活動	教育総務課
公民館サークル活動	公民館
地区社体協活動	スポーツ推進課
自治会・町内会等活動	市民自治推進課

【提出物】

- ・事故報告書(5枚複写式)
- ・会則・規約
- ・年間行事予定(事故日が活動日か確認できる物)
- ・会員名簿(負傷者が載っている物)
- ・事故当日のパンフレット、回覧、通知文
- ・交通事故の場合、事故証明書、経路図

※事故によって上記以外の書類が必要になる場合もございます。

※2週間以内に事故報告書等提出されない場合は遅延理由書が必要となります。

※提出された書類は、市民自治推進課が確認した後、保険会社に送付します。

- ③ 保険会社から負傷者へ傷害保険金請求書を送付
- ④ 完治後、傷害保険請求書類を保険会社へ送付
- ⑤ 保険会社から負傷者へ保険金入金

《損害賠償責任保険について》

市民団体・市民団体指導者等が、市民活動中に過失により参加者や第三者に損害を与え、法律上損害賠償責任を問われた場合に発生します。

【提出物】

対物の場合：事故報告書・示談書・修理見積書または請求書・損害物の写真等

対人の場合：事故報告書・示談書・診断書・診療報酬明細書等

※ 事故によって上記以外の書類が必要になる場合もございます。

藤沢市役所

市民自治推進課

藤沢市朝日町1番地の1

電話 50-3516 (直通)

2019年(令和元年)5月作成

あなたの市民活動応援します 市民活動災害保障保険



～ 市民活動災害保障保険制度とは ～

国内において、市民活動中の事故及び市施行事業中の事故について藤沢市市民活動災害保障保険制度をもって保障することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とした制度になります。

〈 市民活動とは 〉

計画的又は継続的に行われる地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等の公益性のある活動で、これを実施又はこれに従事し、もしくは参加することに対して無報酬(実費弁償範囲内は除く)であるものが市民活動となります。(事業所内の団体、法人(認可地縁団体は除く)及び企業活動・営利活動 政治活動 宗教活動を目的としたものは除外)

〈 市民活動団体とは 〉

市民活動を行う市内に拠点を置く5人以上の団体及び市民活動に類する市主催事業に参加する個人になります。

市民活動災害保障保険についてよくある質問

～ Q & A ～

Q. 市民活動中怪我をしたが直ぐに受診せず、3日後受診しました。適用されますが、因果関係を判断しにくい為、速やかに受診してください。また、30日を超えての受診は保険適用されません。

Q. 他市に居住している会員もいますが、対象になりますか？

A. 会員の過半数が藤沢市民である団体であれば、他市の方であっても保険対象になります。

Q. 自治会・町内会のお祭りに遊びに行きました。見学中に転び捻挫をしましたが保険対象になりますか？

A. 遊びに来ている人たちは、不特定多数の見物人であり、市民活動を実施しているとは言えず、適用外になります。

Q. 市民活動へ行く道中、家族に車いすを押してもらっていたが、家族が転倒し骨折しました。付き添いの家族は対象になりますか？

A. 市民活動に参加する高齢者や傷がい者の付添人及び、参加者が保護者の場合に連れそう子どもは傷害保険の対象になります。

Q. スポーツ少年団の活動中、見物していた保護者にボールが当たり、怪我をしました。

A. 見物人は参加者とは言えず、傷害保険適用外となります。故意の行為では無く、団体又は指導者に法律上の賠償責任が生じれば、損害賠償責任保険は適用になる可能性があります。

Q. 少年団の指導を長年行っていたため、肩を痛めてしまった。

A. 結果の発生が急激では無いため、対象外となります。

Q. 少年団の遠征試合に他市へ出かけ、試合中に怪我をしました。他市での怪我も対象になりますか？

A. 国内の事故であれば、対象になります。

Q. 怪我後、入院してしまい事故報告書を出すのが遅れてしまった。

A. 2週間以内に事故報告書を提出出来なかった場合は、事故報告書遅延理由書を一緒にご提出ください。

Q. 自治会で側溝清掃を行なっているときに、会員が通行中の自転車に接触し、会員、運転手双方が怪我をしました。

A. 自転車の運転手に過失がある場合には、この保険での賠償責任補償の適用はありませんが、ケガをした会員には傷害補償の適用があります。清掃についての指示をしていた役員に過失があり、法律上の賠償責任を負わねばならないときは、自転車の運行に起因する事故ではありませんので賠償責任補償の適用となります。

Q. サークル活動の為に自動車で公民館へ行く途中、人身事故を起こしてしまい、相手が怪我をし損害賠償責任に問われた。

A. 自動車の運行に起因する事故は免責の為、この保険での賠償責任補償の適用はありません。

《 対象となる活動 》

活動種類	内 容
地域社会活動	防犯活動、防火防災活動、清掃活動、害虫駆除、交通安全運動、自治会・町内会の祭り、地域の運動会、募金等の活動、広報紙の配布活動等 (例：自治会・町内会活動、防犯交通安全等協議会活動)
青少年健全育成活動	子ども会・PTA活動、非行防止パトロール等の活動等 (例：子ども会、PTA等の団体活動)
社会教育 社会体育活動	スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、スポーツ少年団等 (例：地区社会福祉協議会活動、各スポーツ少年団活動、公民館登録自主サークル活動)
市主催行事への参加 または手伝い	公民館主催講座への参加、福祉大会、防災訓練等の活動等
社会福祉 社会奉仕活動	リハビリ訓練の手伝い、植木等の手入れ、ホームヘルプ手話等の活動等 (例：自主福祉活動団体、老人クラブ奉仕活動等)



補償の内容

《損害賠償責任保険について》

	補償金額	例
身体賠償	1名 1億円まで 1事故 5億円まで	子ども会活動中、川遊びで児童が深みにはまり死亡。指導者に賠償責任が生じた。 自治会・町内会の民謡大会中に火災が発生し、誘導ミスのため参加者が怪我をし、自治会・町内会に賠償責任が生じた。
財物賠償	1事故 500万円まで	少年野球の活動中、ボールが近所の家の窓ガラスを割ってしまい、少年団が弁償することになった。
保管物賠償	1事故 500万円まで	自治会・町内会のお祭りで、他人から借りたカラオケ設備を壊し、自治会・町内会が弁償することになった。
各項目もそれぞれ 免責金額 5,000円		

《 保険適用除外事項 》

次の場合は保険の対象となりませんので、ご注意ください。

【 傷害保険 】

- ① 被補償者の故意による場合
- ② 被補償者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合
- ③ 無資格運転又は酒酔い運転中の事故による場合
- ④ 被補償者の脳疾患、疾病又は心神喪失による場合
- ⑤ 地震、噴火又は津波による場合
- ⑥ 戦争、変乱、暴動による場合
- ⑦ 他覚症状のないムチ打ち症などの頸部症候群又は腰痛
- ⑧ 山岳登山、スカイダイビングその他これらに類する危険な運動 他

【 賠償責任保険 】

- ① 指導者等の故意による場合
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ④ 指導者等の同居の親族に対する賠償責任
- ⑤ 指導者等が占有、使用又は管理する車両及び施設外における動物による場合
- ⑥ 施設の建設、改築、修理又は取り壊し等の工事による場合 他

※詳しくは、担当課又は市民自治推進課までお尋ね下さい。